

平成27年度第1回防府市廃棄物減量等推進審議会 議事概要	
開催日時	平成27年11月26日(木) 午前10時00分～正午
場 所	防府市クリーンセンター 可燃ごみ処理施設2階会議室
出席者	<委員> 広石委員(会長)、土井委員(副会長)、大村委員、齊藤委員 松永委員、末富委員、大嶋委員、中司委員、弘中委員、宗像委員、梅田委員、磯野委員、原田委員、脇委員、阿部委員、白銀委員、田中(祐)委員 ※欠席：田中(靖)委員、今村委員、時乗委員
	<行政> (事務局) 福谷生活環境部長、大田クリーンセンター所長、金澤所次長、 三好所次長補佐、工棟庶務係長、原田調整係長、田邊主任、河原主任
傍聴者	0名

1 開会 <省略>

2 生活環境部長あいさつ <省略>

3 委員紹介 <省略>

4 会長・副会長選出
会長 広石委員 副会長 土井委員

5 会長・副会長あいさつ <省略>

6 審議

(1) 報告 ごみ処理基本計画の実施状況について

(事務局) <資料1による説明>

(委員)

平成33年度の目標値について、既に達成されているものもあるが、今後、目標値の変更等をするのか。

(事務局)

最終目標値を達成しているものについては、これからの防府市ごみ処理基本計画の中間見直しを行うに当たり、防府市総合計画や山口県循環型社会形成推進基本計画といった上位計画の数値とも比較して新たな目標値を設定することになります。

(委員)

ペットボトルや古紙類の回収量の減少は全国的に同じような傾向にあるのか。

(事務局)

全国的に同じような傾向にあるわけではありません。防府市のペットボトルや古紙類の回収量の減少は、民間事業者による回収が活発に行われているためと考えられます。

(委員)

市として、ペットボトル等の資源ごみが民間事業者に流れるのは悪いことか。

(事務局)

民間事業者が回収してリサイクルを行うことは、リサイクルの向上に寄与するものなので市全体として見ると悪いことではありません。ただし、防府市でのリサイクル率等の数値に反映していないため、数値上はリサイクルが推進されていないように見えるものです。このことについて、防府市のリサイクル率等の数値に民間事業者の回収した資源ごみを加えるかどうかは、今後検討すべき課題と考えています。

(委員)

前の質問に関連してですが、市民としては、クリーンセンターに持ち込もうと民間事業者に持ち込もうと、循環型社会の中での自分の役割はそこで果たしているわけで、それらが全て数字に反映されないのは少し惜しいという気持ちになるため、これは意見だが、民間事業者に出された資源ごみについても数値の中に入れてください。

(事務局)

検討いたします。

(委員)

家の中にリサイクルごみを溜めておくのが場所をとって大変なため、民間事業者に出してしまうのだが、先程からの話を聞いていると、それらのリサイクルごみは市が公表しているリサイクル率の中に入れておらず、実際には数値以上のリサイクルが行われているという理解でよいのか。

(事務局)

そうです。

(委員)

以前は、最終処分場の残容量がなくなるので、埋立ごみをなくそうという活動がなされていたが、今現在で最終処分場の埋立て残容量はどの程度なのか。

(事務局)

処分場建設時の処理計画では平成26年度より前に埋立てが完了し、新たな処分場についての検討を行わなければならないものでした。しかし、平成26年度から埋立ごみの量が減っており、このままのごみ排出量であれば、現在埋立て処分を行っている第一工区で、あと15～20年は埋立てが可能となります。また、今後の最終処分場の予定地として第二工区、第三工区の用地確保をしている状況です。

(委員)

発電をして売電をしているとあるが、この売電額はいくら位なのか。また、セメント原料化については、どの程度の収入があるのか。

(事務局)

売電につきましては、ごみ処理施設の業務を委託しているグリーンパーク防府の収入となっており、収入額がいくらかという正確な数字は把握しておりません。

セメント原料化については、セメントの原料にする前の焼却灰の無害化処理も合わせて委託しており、この処理に費用がかかるため、原料にするために防府市が提供していますが、委託料を支払って原料化をお願いしている状況です。

(委員)

ごみの収集体制で、可燃ごみと資源ごみの収集車について直営と委託の両方の記載がありますが、それぞれの台数を教えてください。また、現在直営のみのものについて、今後もずっと直営を続けるのか、それとも委託にする予定があるのかを教えてください。

(事務局)

可燃ごみについては16台の内、直営が9台で7台が民間委託です。資源ごみと危険ごみについては、可燃ごみの16台とプラスチック製容器包装の6台を合わせたものですので、民間委託が7台で残りが直営となっています。

今後の民間委託についてですが、可燃ごみは市の行政経営改革において、退職者不補充等により、今後順次民間委託を進めていくという方針です。

(委員)

搬入物検査機を用いて持ち帰り指導とあるが、持ち帰り指導の対象となるごみはどのようなものがあるのか。

(事務局)

不燃物や大きさの制限をこえるようなものについては、処理できないため持ち帰り指導をしています。

(委員)

古着のリサイクルごみとしての回収をしてもらえないか。また、生ごみについて、

生ごみを堆肥化するための講習会を実施したり、その方法を市広報に載せたりしてもらえないか。

(事務局)

古着をはじめ、様々なリサイクル方法については現在も他市の状況を研究しています。しかし、現在の防府市の分別は平成26年4月から始まったばかりのため、まずは現在の分別ルールがしっかりと定着した後に、新たなりサイクルごみとしての分別品目を追加していくかどうかを検討したいと考えています。

生ごみにつきましては、堆肥化できるようにコンポストの購入に対して補助を行っています。また、その他の堆肥化の方法についても、研究したいと考えております。

(委員)

電動生ごみ処理機とはどういったものか。また、これらの補助額はいくらなのか。

(事務局)

電動生ごみ処理機は、主に電器店で取り扱っているものですが、受付棟には実物も展示していますので御確認ください。

補助金額については、金額の上限はありますが、購入金額の半額を補助しています。また、コンポストは一世帯に2基まで、電動生ごみ処理機は一世帯に1基まで、紙おむつ保管容器も一世帯に1基までが補助の対象となり、1度補助を受けた場合には、その後5年は補助が受けられなくなっています。購入は市内の販売店での購入に限ります。

(委員)

電動生ごみ処理機を電器店で購入したときには、証明書のようなものをもらって、市に申請するのか。

(事務局)

購入された際の領収書又は販売証明書を添付して申請してもらうようになります。

(委員)

市内の福祉事業者で、ごみ処理手数料が有料の者と無料の者があるが、これはなぜなのか。

紙おむつ保管容器について、子供のものであっても対象になるのか。

(事務局)

福祉事業者だからというだけでごみ処理手数料を減免している事例はありませんが、市の事業又は市が本来行うべき事業について、個別に検討して手数料を減免している事例はあります。

紙おむつ保管容器の補助については子供のものでも対象となりますが、あくまで一般家庭に対する補助で、事業所は対象となっていません。

(委員)

今後、介護施設などといった福祉事業をごみ処理手数料の減免の対象とするといったことはしないのか。

(事務局)

それは地域の高齢化などといった問題でもあり、防府市全体として検討しないといけない課題であると考えています。

(委員)

ごみ焼却施設で発電した発電量が増えても、市の収入が増えるということにはならないのか。

(事務局)

基本的に売電収入は委託事業者の収入となっています。しかし、施設的能力から試算した、売電により得られるであろう額をあらかじめ差し引いたものを運営委託費としており、市の利益にもつながるものとなっています。

(委員)

現在のごみ処理基本計画の資源ごみ回収量等の目標値の設定はどのようなものに沿ってなされたのか。

(事務局)

平成25年にごみ処理基本計画を改定した際、既存の分別品目については、過去の実績に基づいて設定しており、実績のないプラスチック製容器包装等の新たな分別品目については県内他市の実績等を参考に設定しています。

(2) 審議 市民アンケートについて

(事務局)

<資料2による説明>

(委員)

アンケートの回答者についての部分で、職業を聞いているが、これは集計に反映させるつもりなのか。反映させる予定がないのであれば、職業を聞く必要はないのではないか。

(事務局)

職業を聞くことで、回答者が1日の内どの程度の時間を家で過ごすのかというこ

とがわかり、分別について時間的な余裕がないからできないのかということが推察できると考えて、この質問を設けています。

(委員)

問2に「ごみのことを考えて買い物や生活をしていますか」という質問があるが、この質問の意図はどういったものなのか。

(事務局)

ごみの減量やリサイクルに関心があるかから一步踏み込んで、実際に生活するなかで、どのように行動しているのかを問う質問としています。

(委員)

問2の選択肢の1では「リサイクルを実行している」とあり、選択肢の2では「多少意識してごみを減らす生活やリサイクルを心がけている」とあるが、意味としては同じことではないか。

(事務局)

選択肢の1は、実際にリサイクルを実行しているということ、選択肢の2はリサイクルを心がけていることであり、意図するところは異なりますが、この辺りの書き方については精査します。

(委員)

問3の(6)に「使い捨て商品は買わない」とあるが、この「使い捨て商品」とはどういったものか具体的に例を挙げてはどうか。

(事務局)

他市のアンケート等も参考にして、具体的に例示するようにします。

(委員)

問3の(4)にある「身の回りにあるものは、修理・修繕し、長く大切に使っている」とは、どういった意味なのか。

(事務局)

物をすぐに捨てずに、リデュースやリユースといったものを考えているかといったことを問うものです。身の回りにあるものということで例示をしようとする、様々なものがあって記載しきれないため、身の回りのものとして記載しています。

(委員)

最後の問22の自由記載欄について、リサイクルについての要望が例示としてあるが、リサイクルに関するだけでなく、他の要望についても書きやすいような質問の仕方にならないか。

(事務局)

検討いたします。

(委員)

抽出方法について、世帯の中でごみの分別やごみ出しをしている人に絞って抽出してはどうか。また、このアンケートを送る際には、このたび作成したチラシも一緒に配布してほしい。

(事務局)

年齢以外の部分で、ごみ出しをしている人に絞っていくとなると、それは無作為抽出という形ではなくなるため、困難であると考えられます。チラシは、市広報12月1日号とあわせて全戸配布します。

(議長)

色々な意見が出ましたが、この意見を参考にしたものを事務局で作成して、委員の皆さんにまた意見を聞かれますか。

(事務局)

本日頂いた意見を参考にして、アンケート案について再度検討し、委員の皆様にお配りして、御確認をお願いしようと考えております。

(議長)

それでは、そのような方法をとって、このアンケート調査を実施するということをお願いします。

7 閉会